

新規事業採択時評価に係る 港湾管理者の意見

国土交通省港湾局長 堀田 治 様

敦賀港港湾管理者 福井県

代表者 福井県知事 杉本 達治

(公印省略)

港湾整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について (回答)

平素より本県の港湾行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、令和 5 年 2 月 2 8 日付け国港計第 3 3 号で照会のありました「敦賀港鞠山南地区複合一貫輸送ターミナル整備事業」の予算化につきまして、下記のとおり、格別なご配慮を賜りますようよろしくお願いいたします。

記

敦賀港は、平成 3 1 年に日本海側で唯一、北海道・九州双方への R O R O 定期航路を有する港湾となったほか、令和 4 年 3 月には、国際戦略港湾へのフィーダー航路が定期化されるなど、物流拠点として重要な役割を担っています。

2 0 2 4 年 4 月からトラックドライバーの時間外労働の上限規制の本格適用がはじまるほか、C O 2 削減の観点からの海上輸送シフトが進むなど、我が国の経済を支える物流拠点として、敦賀港の役割はますます高まるものと期待されます。

さらに、令和 6 年の北陸新幹線福井・敦賀開業、令和 8 年の中部縦貫自動車道大野油坂道路の全線開通により、これから交流新時代を迎える本県において、敦賀港の更なる機能強化が必要です。

具体には、R O R O 船のリプレイス・大型化にあわせてふ頭を再編し、北海道・九州両航路の係留場所を集約し貨物積替えの効率化を図ることが必要です。

加えて、本県では、「福井県地域防災計画」において、敦賀港等県内港湾の耐震強化岸壁等を活用して震災時等における緊急物資輸送および避難者の海上輸送を実施する計画を位置付けており、大規模地震発災直後において、緊急物資等の海上輸送拠点の確保や背後圏の経済活動を維持するため、本港における耐震強化岸壁の整備が極めて重要となっております。

そのためにも、敦賀港鞠山南地区における新たな岸壁の整備が必要不可欠です。

つきましては、当該事業の令和 5 年度の確実な新規事業化を図っていただきますよう、是非とも格別なご配慮を賜りたく、強くお願い申し上げます。

港湾管理者としても、本事業の推進にあたり引き続き地元調整に万全の協力をさせていただくとともに、本事業と連携を図りながら背後のふ頭用地整備事業の推進に全力で努めてまいります。



那港企計第 790 号
令和 5年 3月 2日

国土交通省
港湾局長 堀田 治 殿

那覇港管理組合
管理者 玉城 康裕



港湾整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について(回答)

平素より、那覇港の整備につきましては格別なるご高配、ご指導を賜り、衷心より感謝申し上げます。

令和5年2月28日付け国港計第33号で照会のありました「那覇港新港ふ頭地区ふ頭再編整備事業」に係る直轄事業については、下記のとおり必要不可欠であり、令和5年度の新規事業として採択していただきますようよろしくお願い致します。

記

那覇港は、沖縄県の公共貨物の約70%を取り扱う物流拠点、離島航路やクルーズ船等の人流拠点として、沖縄県の社会経済活動を支える中核的な港湾です。近年、来沖観光客数の増加等に伴い、那覇港では内貿貨物量が大幅に増加するとともに、国内RORO航路が平成22年の週16便から現在は週29便に増加し、また船舶大型化が進んでいます。

このような民間投資に対して、物流機能の中心である新港ふ頭地区の内貿ターミナルは、本土復帰前後に整備した港湾施設が多く、近年の貨物量増加や船舶大型化に対応出来ておらず、岸壁延長と荷捌き用地の不足により、船舶の係留や荷役作業の安全性低下、点在する荷捌き用地への非効率な横持ち輸送等が慢性化しております。令和4年中においても国内RORO航路の更なる船舶大型化と増便が進んでおり、港湾関係事業者からは、「今後、県経済拡大に伴う貨物量の増大に輸送責任を全うできるか、深い懸念を抱いている」との強い危機感が示されているところです。また、島しょ県である沖縄県は物資輸送の多くを海上輸送に依存しており、大規模地震発生時における緊急物資等の輸送を確保するための耐震強化岸壁の整備が必要です。

那覇港の物流機能の強化は、沖縄の持続可能な発展のために必要不可欠であり、新港ふ頭地区におけるRORO船用岸壁1バース(耐震)の早期整備が必要であることから、当事業の予算化について特段のご配慮を賜りますようお願い致します。

港湾管理者としても、臨港道路やふ頭用地の整備等、本事業の推進に必要な取組を行ってまいります。

港整 第469号
令和5年3月3日

国土交通省港湾局長 堀田 治 様

新潟港港湾管理者 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世
(公印省略)

港湾整備事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について (回答)

本県の港湾行政につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年2月28日付け国港計第33号で照会のありました「新潟港東港区南ふ頭地区国際物流ターミナル整備事業」の予算化につきまして、下記のとおり、格別なご配慮を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

本県では、昨年3月「新潟県2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略」を策定し、県民、事業者、自治体が一丸となって、温室効果ガスの排出削減対策をより一層推進していくこととしております。

この推進の一翼を担う取組が大規模洋上風力発電の導入ですが、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に規定する「促進区域」として、昨年9月、本県の「村上市及び胎内市沖」が指定を受け、同年12月には、発電事業者の公募が開始されたと承知しております。

洋上風力発電設備の設置にあたっては、大型重量物となる洋上風車部材の搬入・仮組立・積出しを可能とする岸壁等の機能強化が必要となりますが、この場合、新潟港（東港区）を「基地港湾」として整備することが望ましいのではないかと考え、本県では、新潟港東港区南ふ頭地区に海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域を港湾計画に位置付けました。（令和4年12月公示）

一方で、急激に大型化が進む風車に対応可能な港湾施設を整備するには、一地方自治体では、技術面及び費用面で大きな負担となることが懸念されるところであります。

この度の事業は、「村上市及び胎内市沖」はもとより、今後案件形成が期待される新潟港周辺海域での洋上風力発電事業の実現にも貢献できるとともに、洋上風力発電設備の建設等にあたってはO&Mの拠点整備など多くの民間投資により、地域経済への波及効果が見込まれることから、地元自治体も期待を寄せているところです。

本県といたしましても、本事業の推進にあたり事業環境の調整、構築に尽力してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。